

多治見市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の特例に関する条例の制定について

3月議会において「多治見市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の特例に関する条例」の制定を提案するものです。

1 制定の目的

議員報酬は、基本的に役務の対価と考えられていますが、疾病その他の理由により長期間市議会の会議を欠席した議員が議員報酬や期末手当を辞退又は返還することは、公職選挙法に規定される寄附行為に該当するため、禁止されています。

また、このような場合において、議員報酬の減額その他支給のあり方等について規定する法令もないため、市議会の会議を欠席した期間に応じ、議員報酬及び期末手当を減額する旨の条例を制定するものです。

2 制度の概要

(1) 欠席した場合、議員報酬の減額の対象となる会議等

- ①市議会定例会及び臨時会の会議
- ②委員会の会議
- ③委員会視察
- ④全員協議会、常任委員会及び特別委員会の協議会、広報広聴研究会、議会活性化研究会並びに会派代表者会議
- ⑤④に掲げる協議会等その他の視察

(2) 欠席期間の計算の仕方

(1)の会議のいずれかを欠席した日から、(1)の会議のいずれかに出席した日の前日までを欠席期間とします。

(3) 長期欠席する見込みとなった場合及び復帰する見込みとなった場合の手続き

- ①長期欠席する場合
医師の診断書等を添えて議長に届け出ます。
- ②長期欠席から復帰する場合
議長に届け出ます。(医師の診断書等は不要)

(4) 議員報酬の減額の対象となる欠席期間に算入する欠席の理由

疾病その他で、本人の意思によるか否かによりません。

ただし、次のものは除きます。

- ①公務上の災害
- ②出産

③①、②に準ずると議長が認める場合

(5) 議員報酬の減額について

(2)に掲げる欠席期間が90日を超えた場合、その翌月分から欠席期間を終えた日の属する月の前月まで議員報酬を減額するものとし、その減額割合は欠席期間に応じて次のとおりとします。

長期欠席期間	減額割合
90日を超え180日以下であるとき	100分の20
180日を超え365日以下であるとき	100分の50
365日を超えるとき	100分の100

※月内で減額割合が異なる場合は、減額割合の高い方を適用します。

(6) 期末手当の減額

基準日(6月1日、12月1日)の6月前の期間において、議員報酬が減額された月がある場合は、期末手当をその減額割合に応じて減額します。

※期間内で減額割合が異なる場合は、減額割合の高い方を適用します。

3 施行日

平成28年4月1日